

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



出前講座・現場見学会

[平成27年10月27日(火) 8:45~16:30]

宮崎農業高等学校 環境工学科 1年 34名

就業体験

[平成27年12月14日(月)~17日(木)]

宮崎農業高等学校 環境工学科 2年 20名

2017.

01

JANUARY

No.507

目次 CONTENTS

●年頭のご挨拶	
一般社団法人 宮崎県建設業協会会長	山崎 司 1
宮崎県知事	河野 俊嗣 2
宮崎県議会議長	星原 透 3
宮崎県県土整備部長	関 師 雄 一 4
一般社団法人 全国建設業協会会長	近 藤 晴 貞 5
●平成29年1月の行事予定	6
●県協会HP掲載項目案内（12月分）	7
●会員の異動状況	7
●宮崎県建設業協会員数の推移	7
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第8回常務理事会を開催	8
2. 第8回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	10
3. 平成28年度テレビCM放送のご案内	13
4. 宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業の第3回集合研修を開催しました	14
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱いについて	15
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	16
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	18
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	19
●技士会	
1. 平成29年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	21
2. 表彰による継続学習（CPDS）のユニット取得について	21
●建退共	
1. 建退共事務担当者研修会の開催について	22
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）	22
●建災防	
1. 新年のご挨拶	23
2. 足場の組立て等の特別教育について	24
●火薬協会	
平成28年火薬類による事故（速報）	25
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）	27
2. 中間前払金制度のご案内	28
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
保険料が更にお安くなりました！	29

年頭のご挨拶



一般社団法人 宮崎県建設業協会

会 長 山 崎 司

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご健勝にて清々しい新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから皆様方の温かいご指導、ご協力を賜り、本会の業務運営も円滑に推進することができました。

ここに改めて深くお礼を申し上げます。

昨年は、4月に発生した熊本地震はもとより、本県にも大きな被害をもたらした台風災害など、早期復旧、二次災害の拡大防止に向けて、現場の最前線で対応している建設業の果たす役割、重要性はますます高まったのではないのでしょうか。

このように、地域経済の発展や安全・安心な地域づくりに欠くことのできない建設業であります。若年入職者の減少に伴う現在及び将来にわたる担い手の確保や真に必要な公共事業予算の確保、発注の平準化等が喫緊の課題となっております。

このような中、担い手3法も2年目を迎え、地方自治体への早急な浸透が叫ばれる中、本県においても、上半期80%の工事の前倒し発注を目標とし、結果85%近くの発注となりました。

また、本年度の補正予算について、国土交通省所管においては、全国14番目に高い配分額となり、国直轄事業、県事業、市町村事業を合計しますと、約262億円の配分がありました。

この結果につきましても、昨年、参議院議員に当選されました足立としゆき氏を精一杯応援して

頂きました皆様方のお力添えによるものではないかと思量いたします。

我々建設業界の喫緊の課題を解消するためには、経営の安定化が何より重要であり、安定のためには、持続的な・安定的な事業量並びに適正利潤の確保が何より必要となります。わたくしといたしましても本年も引き続き、より一層、発注者との折衝を重ね、会員並びに行政と一丸となって、次世代の担い手に安心して将来を託せる魅力ある建設産業を創っていく所存でございますので、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、年頭に当たり、皆様方のますますのご多幸とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のご挨拶



宮崎県知事 河野 俊嗣

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様には、日頃から県政の推進につきまして温かい御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国は、昨年公表された国勢調査において、調査開始以来、初めて人口が減少に転じるなど本格的な人口減少社会が到来しています。また、情報通信技術の急速な発達や不透明感を増す国際情勢など、時代は大きな転換点を迎えています。

このような中、昨年は本県にとって長年にわたる取組の成果が現れた年となりました。東九州道がついに北九州市まで繋がり、日南・志布志道路も事業化が決定、本県初となるスマートインターチェンジが開通するなど、交通インフラの整備が大きく前進しました。また、スギ素材生産量が25年連続日本一となったほか、「記紀編さん1300年記念事業」の集大成の年であり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年、本県での国民文化祭の開催が内定しました。

今、本県にはチャンスが吹いています。先人の努力への敬意と感謝を忘れることなく、この風を捉え、宮崎から新たな風を巻き起こす気概を持って、県民の皆様とともに、将来に夢や希望を持てる地域づくりを進めてまいります。

県総合計画アクションプランの折り返しを迎える平成29年度は、人口減少という課題に改めて

真正面から向き合い、本県の未来を切り拓くため、次の3つの施策に重点的に取り組んでまいります。

一つ目が、若者の県外流出の抑制や、UJターンのさらなる促進、持続可能な中山間地域の暮らしづくりなどに取り組む「人口減少対策と中山間地域対策の強化」。

二つ目が、世界農業遺産の積極的な活用や、東京オリンピック・パラリンピックや国民文化祭等を見据えた文化・スポーツの振興による「世界ブランドのみやざきづくりの推進」。

そして、三つ目が、中核的企業の育成に向けたサポート体制の充実や、フードビジネスや医療機器関連産業の更なる振興など、本県の強みや特性を生かした「成長産業の育成加速化と新たな産業づくり」。

これらの施策を実現するためには、交通ネットワークをはじめとする社会インフラの更なる整備や、県民の生命や財産を守る防災・減災への取組など、事業を担う建設産業の皆様の尽力が不可欠です。今後とも、皆様の声に真摯に耳を傾け、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新しい年が、県民の皆様にとりまして希望に満ちた明るい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。年頭の御挨拶といたします。



宮崎県議会議長 星 原 透

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人宮崎県建設業協会の皆様におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日ごろから、社会資本の整備を通じ、地域経済の発展に多大な御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は4月に熊本地震が発生し、熊本県、大分県を中心に大規模な災害が発生し、本県でも斜面崩壊に伴う通行止めや、旅行需要の落ち込みなど大きな影響がありました。

その後、熊本では震災に追い打ちをかけるような水の被害が発生し、本県でも県北部を中心に台風による浸水被害が発生したところでありますが、近年、毎年のように台風、豪雨、地震、津波、火山活動などによる想定外の被害が発生し、多くの人命や財産が失われている状況にあります。

このような中、一昨年から九州各県の議長と建設業協会の会長が一緒になって、国に対して「公共事業予算の確保」や「大規模な自然災害に対する社会資本の整備」について要望活動を行ってまいりました。

こうした皆様方との連携の効果により、最近では、国の補正予算等で本県にも多くの予算配分がなされてきたのではないかと考えております。

申し上げるまでもなく、本県の建設業は、経済・雇用を支える重要な基幹産業であり、また公共施

設等の維持管理のみならず、災害時に県民の安心安全を最優先に対応いただく大切な担い手であります。

また、東九州自動車道の整備が着々と進んでおりますが、まだまだ県南区間や九州中央自動車道、そして都城志布志道路の早期整備など、取り組むべき課題は山積しております。

皆様方におかれましては、今後とも本県の防災対策、インフラ基盤の整備促進に向けて更なる御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

県議会といたしましても、今後とも建設業界の皆様のお意見等をお聞きしながら皆様がより一層活動しやすい環境づくりに向けまして、引き続き、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

年頭に当たり、宮崎県建設業協会の今後ますますの御発展と、皆様の今年一年の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

年頭のご挨拶



宮崎県県土整備部長 東 憲之介

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

一般社団法人宮崎県建設業協会会員の皆様には、日頃から社会資本の整備はもとより、災害発生等の危機事象時には、現場の最前線で迅速に対応いただくなど、県民の生命や財産を守る重要な役割を担っていただいております、厚くお礼申し上げます。

去年は、東九州道がついに北九州まで繋がるとともに、本県では初となるスマートインターチェンジが開通するなど、交通インフラの整備が大きな節目を迎えました。

こうした社会資本の整備により、本県では、企業立地件数の増加をはじめ、医療の充実や防災機能の強化、大型クルーズ船の相次ぐ寄港など、様々なストック効果が現れており、これも建設産業の皆様のご尽力と御協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

しかし、本県の社会資本の整備はまだまだ十分な状況とは言えず、東九州自動車道や九州中央自動車道のミッシングリンクの解消や4車線化、また都城志布志道路などの地域高規格道路をはじめとする国県道の整備、さらには細島港をはじめとする重要港湾の機能拡充にも取り組む必要があります。

国においては、厳しい財政事情を背景に、ストック効果の高い事業への予算の重点化を進めているところですが、県としましても、県内における高

速道路や防災施設などの整備によるストック効果の積極的なPR等により、公共事業予算の確保に努めてまいります。

建設産業は、社会資本の整備はもとより、防災・減災対策や、地域経済・雇用を支える重要な基幹産業ですが、建設技術者の高齢化や若年入職者の減少に伴い、将来にわたる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。

このような状況のもと、県としましては、発注や施工時期の平準化に向け、早期発注やゼロ県債の活用、余裕期間を設定した建設工事の試行など、工夫を凝らしながら取り組んでいるところであります。今後とも、改正品確法をはじめとする、いわゆる「担い手3法」の趣旨を十分踏まえながら、建設工事の適正な施工と品質の確保を図るとともに、地域に貢献する建設業者が活躍できる環境づくりなど、建設産業の健全な発展につながる諸施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本県建設産業のますますの発展と皆様方の御健勝、御発展を祈念申し上げまして、年頭の御挨拶といたします。



一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴 貞

平成29年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、4月の熊本地震に始まり、8月には北海道や東北地方での相次ぐ台風の上陸、さらには、阿蘇山の噴火、鳥取県中部地震の発生と全国各地で自然災害の脅威にさらされる1年でございました。こうした自然災害による悲劇は、毎年のように繰り返されており、国民の尊い生命と財産を守る社会資本整備の担い手として、その取組みを着実に推進させなければならないと決意を新たにさせられたところでございます。また、業界が抱える課題と致しましては、2020年の東京五輪・パラリンピックの開催に向け、民間投資を含め建設需要が旺盛な首都圏等に比べ、公共投資の割合が高い地方では大きな変化は見られず、事業量の地域間格差や企業間格差がより鮮明になった一年でもありました。

ご承知のとおり、建設業は国民の生活と経済活動の基盤であるインフラの整備、維持管理等の担い手であるとともに、災害発生時における緊急対応・復旧復興活動等により、地域の安全・安心を守る重要な使命を担っている産業です。地域建設業が将来に亘って地域の安全・安心を守るという社会的使命を果たしていくためには、企業経営の安定化を図り、災害や除雪等への対応に必要な人員・機材を維持し、常に稼働体制を整えておくことが必要です。全建と致しましては、地域建設業の在り方とともに、地域建設業の経営の安定化と将来に亘って持続的に地域

建設企業が社会的使命を果しつつ、地方創生のためにも必要な事業量の在り方について、本年は議論を一層進展させていきたいと考えております。

一方で、私ども建設業界では、建設産業を支える「担い手の確保・育成」が喫緊の課題となっております。国土交通省は、建設業を「人材投資成長産業」とする新たな方向性を打ち出し、これまで以上に「人」を重視した施策が展開されようとしております。また、2016年を「生産性革命元年」と位置付け、i-Constructionを始めとする建設現場の生産性の大幅な向上を目指す取組みについても、本年において、より一層本格化していくことと思います。

取り組むべき課題は、「設計労務単価の更なる引上げ」、「週休二日制の普及・定着」等の処遇改善、「地域における教育訓練施設を含めた訓練機会の拡大」、「ICT活用に対応できる人材の育成」など枚挙に暇がありませんが、建設業を「若者が夢をもって将来を託せる産業」として再生し、その技術を継承・発展させるためには、官民挙げて建設産業の魅力や地域建設業の果たす役割について発信していく必要があると考えております。

全建は、47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方をはじめ、関係各位と一致団結し、これまでも増して積極果敢に、諸課題に取り組む覚悟ですので、引き続き、ご理解ご支援のほどを何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成 29 年 1 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	日	元 日	元 日	元 日
2	月	振替休日	振替休日	振替休日
3	火			
4	水			
5	木	仕事始め式、官公庁等への新年挨拶		
6	金			
7	土			
8	日			
9	月	成人の日	成人の日	成人の日
10	火			
11	水			
12	木		小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転の業務に係る特別教育（延岡 13 日まで）	
13	金			
14	土			
15	日			
16	月	県協会 土木・労務資材対策委員会と県との意見交換会		
17	火	2 級建設業経理士に係る受験準備講座（宮崎 19 日まで）		
18	水		建退共事務担当者研修会（日向）	
19	木	九地整 土木広報WG（福岡）	建災防九州・沖縄地区連絡協議会（宮崎）基金定例監査	
20	金	県協会 常務理事会・県との意見交換会	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（清武 21 日まで）	
21	土			
22	日			
23	月			
24	火	県協会建築委員会 県土整備部営繕課等との意見交換会 九州技士会連合会 九地整との意見交換会（福岡）		
25	水			
26	木	県協会 公共建築物の保全点検活動（宮崎工業）		
27	金		高所作業車運転技能講習（延岡 28 日まで）	
28	土			
29	日			
30	月		技能講習実施管理者研修（福岡）	
31	火	青年部連合会 県土整備部との意見交換会		

県協会 HP 掲載項目案内 (12 月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
テレビCM年末年始スポット放映更新いたしました！	宮 崎 県 建 設 業 会 協 会	html
【H29.2.13-14 開催】 平成 28 年度 1・2 級建設業経理士「登録講習会」の開催案内（締切開催日の 10 日前）		
【H29.1.17-19 開催】 平成 28 年度（下期）2 級経理士「受験準備講座」の開催案内		PDF

会員の異動状況

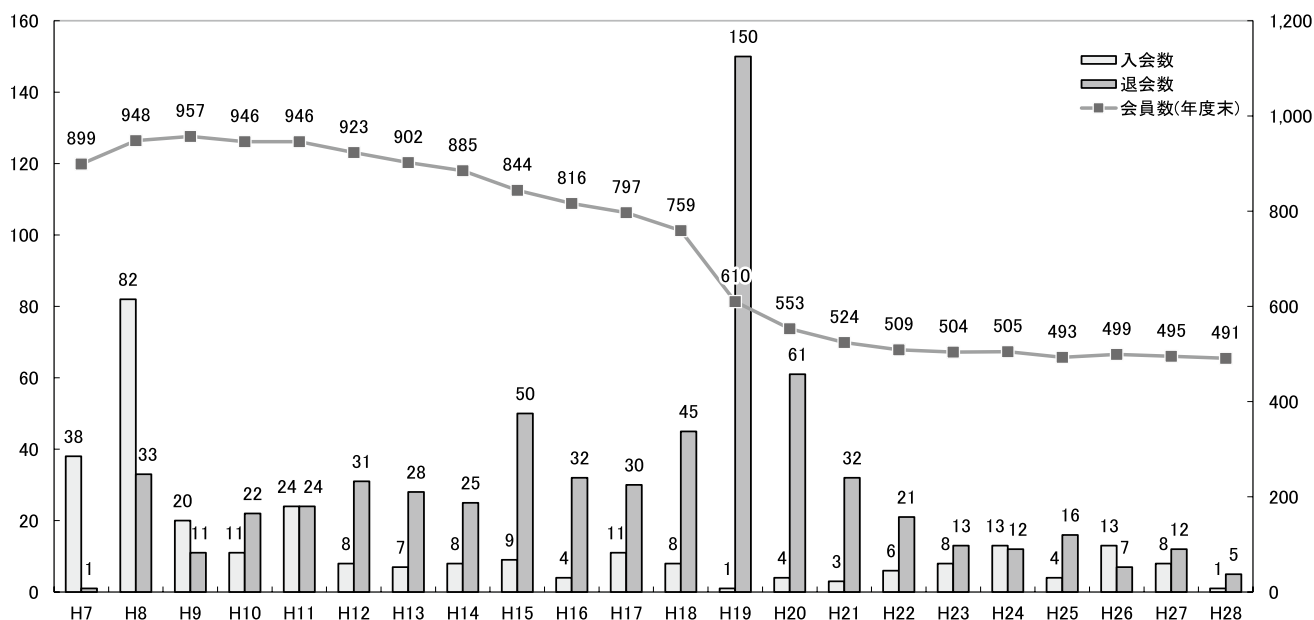
28年度【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	(株) 東 洋	代 表 者	森 勇	坂 田 幸 一

28年度【退 会】

地 区 名	会 社 名	代表者名
日 向	東 陽 ビ ル ド	那 須 智 義

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	5
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	491

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H28はH28.12.27現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第8回常務理事会を開催

平成28年12月13日（火）午後12時55分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「第2次補正予算や災害関連の予算での400億円近い金額をいかにこなしていくかが今後の県協会の課題である。各地区協会の会長の肩に負担がかかるが、問題解決についてお願いしたい。連絡協議会で今後の工事発注に係る平準化や発注調整に関してお願いしたところ、その内容について意見交換がされているとのことである。本日の県との意見交換会では、意見・要望の未回答分について回答をいただきたいと考えている。本日はよろしくお願い申し上げる。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。



第8回常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料に基づき、管理課から「平成28年度11月補正予算について」並びに技術企画課から「公共工事における取組について」に係る情報提供があることを説明した。

また、坂元専務理事が資料に基づき、「平成28年度11月補正予算について」及び「公共工事に

おける取組について」に係る概要を説明した。

山崎会長が資料に基づき、県との意見交換会における意見・要望等の未回答分を確認した上で、常務理事に対し意見交換会での提案依頼を行った。

議題2 建設キャリアアップシステムについて

坂元専務理事が資料に基づき、建設キャリアアップシステムに関する現況について報告した。

議題3 その他

（1）セミナーについて

山崎会長が資料に基づき、12月6日（火）に開催されたセミナーについて報告した。

（2）「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」について

有馬コーディネーターが資料に基づき、候補事業所の状況、研修生の雇用状況、協会主催の集合研修について報告・説明した。

（3）建設人材育成・確保支援事業について

大谷総務課長が資料に基づき、平成28年度出前講座・現場見学会（都城工業高等学校、宮崎農業高等学校、日向工業高等学校、宮崎工業高等学校）及び11月23日（水）・24日（木）に開催した平成28建設技術フェアについて開催報告した。

（4）「県営住宅整備PFI導入可能性調査」に係るアンケート調査について

樫村事務局長が資料に基づき、宮崎県県土整備部建築住宅課が実施するアンケート調査について説明した。

（５）平成 28 年度テレビスポットCM展開案について

大谷総務課長が資料に基づき、テレビCM展開案を提案し、年末年始にかけてCM展開していくことで承認を得た。

（６）平成 29 年度国政に関する要請への回答について

樫村事務局長が資料に基づき、国政に関する要請への回答について説明した。

（７）農業土木委員会開催結果報告について

菊池土木農林課長が資料に基づき、11月15日（火）に開催した農業土木委員会と県との意見交換会について結果報告した。また、後藤常務理事が委員長として結果報告した。

（８）公共建築物の保全点検活動について

大谷総務課長が資料に基づき、1月26日（木）に開催される公共建築物の保全点検活動について概要説明した。

（９）その他

①宮崎県経済団体協議会代表者会議開催結果報告について

樫村事務局長が資料に基づき、11月28日（月）に開催された宮崎県経済団体協議会代表者会議について結果報告した。

②県協会正・副会長官公庁新年挨拶回りについて

樫村事務局長が資料に基づき、官公庁新年挨拶回りについて説明した。

③宮崎県道路整備講習会について

樫村事務局長が資料に基づき、2月10日（金）に開催される宮崎県道路整備講習会について説明した。

④ 2017 年新春交流会の開催について

樫村事務局長が資料に基づき、1月24日（火）に開催される新春交流会について説明した。

⑤建退共事務担当者研修会の開催について

一安業務課長が資料に基づき、日向・小林・都城地区で開催する建退共事務担当者研修会について説明した。

⑥宮崎県建設業協会主要会議等日程調整について

樫村事務局長が資料に基づき、主要会議等の日程について説明した。

⑦国土交通行政をめぐる最近の話題について

大谷総務課長が資料に基づき、国土交通行政をめぐる最近の話題について説明した。

⑧建設機械関係の補助金・低利融資・税制優遇制度について

大谷総務課長が資料に基づき、建設機械関係の補助金・低利融資・税制優遇制度について説明した。

⑨公共建築工事積算基準の改定について

坂元専務理事が資料に基づき、公共建築工事積算基準の改定について説明した。

議題 4

1 月・2 月の常務理事会等開催予定日について

樫村事務局長が、1月の常務理事会及び県との意見交換会の開催日は1月20日（金）、2月の常務理事会及び県との意見交換会は調整中であること、3月については常務理事会を3月13日（月）、県との意見交換会を3月23日（木）に開催することを提案し、承認された。

2. 第8回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成 28 年 12 月 13 日（火）午後 3 時 30 分、宮崎県建設会館 5 階「会議室」において、檜村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

大谷次長（道路・河川・港湾担当）

管 理 課：佐野部参事兼管理課長

高村課長補佐、老岐主幹

深谷副主幹、金田主事

津田主幹、蛸原主任技師

技術企画課：石井課長補佐、迫主幹、三橋主幹

浜川主幹、榎本主査

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、田崎工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐

河野(宏) 副会長、後藤・小野

河野(義)・河野(与)・藤元・河野(孝)

興梠常務理事

事 務 局：坂元専務理事、檜村常務理事

兼事務局長、大谷・菊池・一安課長



県土整備部との第8回意見交換会

【山崎会長挨拶】

第2次補正予算及び災害関連の予算の確保についてお礼申し上げる。この時期になると鳥インフルエンザの発生が気になるところである。いつ発生しても対応できる準備を整えていきたい。先般開催された地域・定例懇談会のご参加及びご発言にお礼申し上げます。コスト調査の結果を研究しながら、様々な角度から検討していきたい。発注者間の協議会の開催についてお願いしていたところ、調整会議が開催された。良い方向に進んでいくことを期待している。特に担い手や特殊工の不足といった課題については、克服できるように努力していきたい。本日議会が閉会したということで、その報告を期待している。本日はよろしくお願い申し上げます。

【大谷次長挨拶】

本日はお集まりいただき、お礼申し上げます。本日 11 月議会が終了した。県土整備部に 50 近くの一般質問があった。特に河川に関係する質問が多かった。県土整備部での補正予算額は約 155 億円であった。交付金の額では全国で 14 番目であった。九州では 3 番目である。また、当初予算と比較した率では、全国 1 位であった。県協会の皆様の要望活動に対しお礼申し上げます。土木事務所では意見交換会を開催しているが、スムーズな執行をしたい。ご協力をお願いしたい。本日の意見交換会では、補正予算や改正品確法関連の情報提供を行う。本日はよろしくお願い申し上げます。

◆県からの情報提供

佐野部参事兼管理課長及び木下技術企画課長から以下の事項に関し説明・報告があった。

（1）平成 28 年度 11 月補正予算（県土整備部）について

11 月の補正予算額は約 155 億円であった。その内訳は、補助公共・交付金事業が約 135 億円、県単公共事業が約 4.4 億円、直轄負担金が約 14.8 億円、

災害復旧事業が 1200 万円であった。

ゼロ県債の活用で、10 億円を設定した。また、国の交付金を活用することで約 14.7 億円を設定し、合計で約 24.7 億円を設定した。

早期発注を基本として、発注機関や市町村との連携を図りながら、工事発注に努めていきたい。

(2) 公共工事における取組について

1. 改正品確法等に関する取扱い状況について

① 最低制限価格の検証について

現在集計・分析中であるが、回収率は 11 月 28 日現在で、工事が約 77%、業務が 74%である。

② 女性技術者等現場環境整備モデル工事の試行について

3 契約において実施中である。

③ 週休 2 日モデル工事の試行について

各土木事務所にて 1 契約、11 契約で実施中である。今後アンケートを実施する予定である。

④ 電子納品について

各担当 1 件以上で、本年度から原則、特 A 以上で運用している。

⑤ 情報共有について

システム構築に向け、施工管理技士会と協議中である。早めの導入を目指したい。

⑥ 週休 2 日を踏まえた標準工期の検証について

集計・分析中であるが、回収率は約 9 割である。

⑦ 設計変更ガイドラインを踏まえた適正な設計変更契約について

受発注者間双方で認識や解釈の違いが出ないような仕組みを検討予定である。

⑧ 補正・災害を含めた施工時期の平準化に向けた取組み

余裕期間を設定した工事を試行しているので活用していきたい。本年度 34 件で試行しており、内訳は発注者指定方式が 10 件、任意指定方式が 24 件である。

⑨ ICT に関する取り組みについて

i-Construction 推進協議会見学会を 6 月と 11 月に開催した。

i-Construction 説明会を 2 月 16 日（木）に開催する予定である。

⑩ 市町村の取組状況について

歩切りの根絶では、平成 27 年 7 月から全市町村で撤廃した。

建設工事における最低制限価格の設定では、平成 28 年 4 月から全市町村で設定した。

発注見通し情報のホームページでの公開及び統合（ホームページのリンク）では、平成 28 年 5 月から全市町村と統合した。

2. 地域総合メンテナンス業務等の来年度に向けた検討事項

平成 28 年度地域維持型契約（地域総合メンテナンス業務）実施体制について説明した。来年度は、複数年契約で、業務執行体制としては構成員数 10 社で考えていきたい。

3. その他

法面（吹付）工事保有機械確認における取扱いの変更について、資料に基づき説明した。

◆意見交換会

(1) 地域総合メンテナンスについて

本会→複数年契約でお願いしたい。防災協定に基づいた実施をお願いしたい。

(2) 社会保険未加入問題について

本会→社会保険の加入問題については避けては通れない問題であると認識はしている。

県→国が積極的に対応してきている状況である。業界でも前向きに取り組んでいただけるように、十分な意見交換を行っていきたい。

(3) 平成 30・31 年度入札参加資格について

本会→現状維持という意見が多いが、将来を考えた時に 50 社に見合う工事があるのかという懸念を持っている。我々でこうして欲しいと言えないのが現状である。

(4) 橋梁補修工事の見直しについて

本会→現在の状況をお聞かせ願いたい。

県→回答についてはもう少し時間をいただきたい。

(5) 情報共有及び工事点数について

本会→専門員と課長・係長との間で工事点数が異なる。専門員との連携不足により、課長・係長の点数の方が低くなるので相互の情報共有をお願いしたい。

県→情報共有の方法について考えていきたい。

本会→難易度が低い工事は点数が上がらないので、工事不落・不調になる可能性がある。難易度が低い工事の取扱いについて考えて欲しい。製作の工事だと点数が低い。平等性に欠ける。

県→検討課題とさせていただきたい。

(6) 工事発注について

本会→石工、法面業者、ガードマンが少ないため、工事発注に配慮いただきたい。

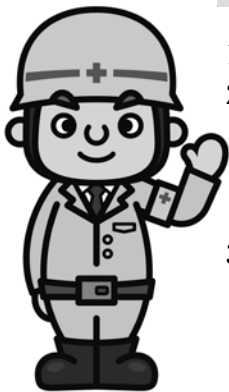
3. 平成28年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

このことを鑑み、本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「イメージアップ」「担い手の確保」を図るため、本年度も継続してテレビCMによるPRを。

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

1. 放送期間 平成28年7月6日(水)～平成29年3月29日(水)までの9ヵ月間
2. 放送形態
 - 30秒CM、下記番組 毎週1回放送
 - UMK ニュースの放送帯 (毎週水曜 20:54～21:00)
 - MRT わけもんGTの放送帯 (毎週水曜 20:00～21:00)
 - ※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～スポットCM(夜型)～

1. 放送期間 平成28年12月27日(火)～平成29年1月10日(火)
2. 放送形態 30秒 UMKのみのスポットCM 約60本
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

本会テレビCMが平成28年「第27回UMKCM大賞」に入賞!

UMK開局20周年の記念事業として、ローカルCMの発展に貢献する目的でスタートしたUMK CM大賞において、127作品のうち事前審査会でノミネートされた20作品のなかに本会のCM『夢を抱いた日 90秒』が選ばれ、入賞をいたしました。

選考対象は、県内広告主のCM作品若しくは県内広告代理店が企画・制作したCM作品で、平成27年度中にUMKで初回放送されたCM作品。

受賞式が7月20日に宮崎観光ホテルであり、広告主や制作代理店の皆さんなど約120人の関係者が参加をし、贈賞パーティーが開催され、小林市の『小林市 ンダモシタン小林 2015 90秒』が、CM大賞と視聴者賞をダブル受賞された。

4. 宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業の 第3回集合研修を開催しました

宮崎県建設業協会では、建設業への若年者の入職促進及び人材育成を目的として、宮崎県から委託を受けて「宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支援事業」を実施しており、新規に雇用された若年入職者に対し、建設業界人としての基礎的なスキルについて学ぶ集合研修を開催いたしました。



講師：萬ヶ谷 ひとみ 氏

研 修 名	建設業新人研修Ⅲ（建設業編）
日 時	平成28年12月20日（火）13時30分から15時30分
場 所	宮崎県建設会館 5階 会議室
内 容	建設業への就職、仕事の基本、取り組み方などワークショップ形式でディスカッションし新人社員の意欲を高め、コミュニケーション手法等も学び職場への定着を支援する。
講 師	株式会社インタークロス キャリアコンサルタント 萬ヶ谷 ひとみ 氏
参 加 者	10人（欠席2人）



名 刺 交 換



コミュニケーション体験

雇用改善コーナー

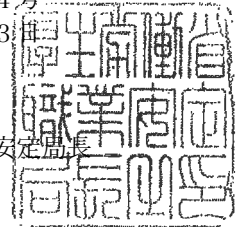
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 幸

新規学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業者に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業者の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業者に係る採用選考が新規中学校卒業者（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業者及び新規高等学校卒業者の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第 1 新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業者の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。
 - ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。
 - イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等
 - (イ) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
 - (ロ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
 - (ハ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。
- また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
-----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 平成29年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定試験受験準備講習会に、1 級 20 名、2 級 32 名の方が参加されました。近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。平成 29 年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程

○ 1 級学科講習 6 日間

- ・実力テスト講習会 2 日間
- ・実地講習 4 日間

平成 29 年 5 月 17 日（水）～5 月 19 日（金）
平成 29 年 5 月 24 日（水）～5 月 26 日（金）
平成 29 年 6 月 1 日（木）～6 月 2 日（金）
平成 29 年 8 月 30 日（水）～8 月 31 日（木）
平成 29 年 9 月 6 日（水）～9 月 7 日（木）

○ 2 級学科・実地講習 6 日間

- ・実力テスト講習 2 日間

平成 29 年 7 月 12 日（水）～7 月 14 日（金）
平成 29 年 7 月 26 日（水）～7 月 28 日（金）
平成 29 年 9 月 14 日（木）～9 月 15 日（金）

場 所

宮崎県建設会館 宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

お問い合わせ

宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696
または各地区建設業協会

2. 表彰による継続学習（CPDS）のユニット取得について

表彰を受けた場合、10 ユニット取得できます。

表彰は、公平性から以下の①もしくは②の表彰に限ります。同じ工事による同一人への重複したユニットの加算は行いません。

- ① 全国技士会が行う表彰のうち表彰規程 4 条の 1、2 および 5 条で技術的な事項による場合
- ② 以外で原則国土交通大臣、地方整備局長、知事が工事の優秀なこともしくは施工技術の開発で、個人・工事を表彰する場合（工事表彰の場合は、工事の監理技術者・主任技術者とする）。

学習プログラム名称に表彰の賞状名（工事名等）を入れ、表彰状とその工事の監理・主任技術者がわかる資料を送付してください。表彰対象者は 1 工事に対し 1 名としますが、JV 等で同じ工事に複数の表彰がある場合にはユニット配分します。同じ工事による同一人への重複したユニットの加算は行いません。

【必要書類例】表彰状（表彰者が主催と同一であること）・工事カルテ等・複数名の場合 合意書（JCM 様式）

建退共

1. 建退共事務担当者研修会の開催について

建退共の事務処理については、共済手帳に係る手続き、経営事項審査申請に係る証明書の取得手続きや退職金の請求手続きなど、処理すべき事務が多岐に渡っております。

このため、建退共制度のさらなる理解と適正かつ円滑な事務処理の実施を目的として、契約事務所の事務担当者に対し、標記の説明会を開催しております。（各地区において概ね3年に1度の割合で実施）本年度は、下記の日程で開催しますので、ご案内いたします。

記

1. 開催日時及び場所

地区名	日 付	開始時間	終了時間	場 所
日 向	平成 29 年 1 月 18 日（水）	13:30	15:30	日向市中央公民館
小 林	平成 29 年 2 月 1 日（水）	13:30	15:30	小林市文化会館
都 城	平成 29 年 2 月 7 日（火）	14:00	16:00	三股町立文化会館

2. 説明内容

- （1）建退共制度の説明（説明者：建退共職員）
- （2）法定外労災補償制度の説明（説明者：（公財）建設業福祉共済団職員）

以 上

（参考）研修会の開催実績及び開催予定

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
宮 崎		○		○	
日 南	○			○	
串 間	○		○		
都 城			○		★
小 林		○			★
東 諸		○		○	
西 都			○		
高 鍋	○			○	
日 向			○		★
延 岡		○		○	
高千穂	○			○	

※ ○印は開催地区 ★印は開催予定

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（11月分）

	共済契約者 （社）	被共済者 （名）	手帳更新 件数（件）	退職金支給状況		掛金収納状況（千円）	
				件数（件）	金額（円）		
前月末計	2,787	48,990	432,755	48,968	30,130,101,643	前 月 分	59,326
加 入	4	87		104	84,551,301		
脱 退	41	117	433,463	49,072	30,214,652,944	当 年 度 計	461,931
当月末計	2,750	48,960		800	643,442,789		

建災防

1. 新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会
会長 銭 高 一 善

平成 29 年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

わが国の建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の方々の労働災害防止に寄せる熱意と長年にわたる地道な努力により、着実に減少してきております。

平成 28 年の建設業における労働災害は、死亡災害および休業 4 日以上之死傷災害ともに過去最少を記録した前年に比べてさらに減少することが見込まれる状況です。

本年は、「第 7 次建設業労働災害防止 5 カ年計画」の最終年度にあたり、目標達成のためには大幅に減少させる必要があります。そのため、墜落・転落に起因する死亡災害が依然として全体の約 4 割を占めている

ことなどから、引き続き墜落・転落災害を主要なターゲットとして、重点的に取り組む必要があります。

これから、震災復興工事をはじめ国土の防災・減災のためのインフラ整備等の工事、東京オリンピック・パラリンピック関連工事などによる工事量の増加が見込まれております。加えて、ベテランの管理者や技能労働者の不足、建設就業者の高齢化に加え、多くの労働者が仕事に関する悩みやストレスを抱えているといった労働災害の増加要因があります。

このため、計画段階におけるリスクアセスメントの実施、職長・安全衛生責任者等の安全衛生管理能力の向上および新規参入者安全衛生教育などの充実強化並びにメンタルヘルス対策の促進等を図る必要があります。

建災防においては、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス認定）事業の推進や建設業におけるメンタルヘルス対策として、建設工事現場における建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェックの普及促進、「建設業労働災害防止規程」の順守の徹底、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」、「足場の組立て等に関する特別教育」や「建設従事者教育」の実施などの各種事業を積極的に推進することとしております。また、熊本地震および東日本大震災さらには台風、集中豪雨等の自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策についても、積極的に進めていきます。

本年も、建設業における労働災害のさらなる減少を目指して参りますので、会員の皆様方も、経営トップの明確な安全衛生方針のもとに、店社および作業所等の関係者が一体となって、安全衛生活動への一層の取り組みをお願い申し上げます。

なお、本年の第 54 回全国建設業労働災害防止大会は、10 月 5 日（木）および 6 日（金）、北海道札幌市の北海道立総合体育センター他において開催することとしております。最新の安全衛生情報、会員企業等が取り組まれた効果的な安全衛生活動等を提供して、安全衛生管理ノウハウの共有を図ることとしておりますので、会員各位はもとより、関係者のご参加について、特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、会員各位の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。



2. 足場の組立て等の特別教育について

・・・猶予措置は平成 29 年 6 月 30 日までです

労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て、解体、変更の作業を行わせる場合、特別教育を行わなければならない。」ことになりました。（施行日平成 27 年 7 月 1 日）

この特別教育の実施に当たっては、2 年間の猶予措置が設けてありましたが、その期限は平成 29 年 6 月 30 日までとなっており、これまでに受講することが必要です。

対象となる業務

- ①足場の高さ、種類に関係なく（脚立足場やローリングタワーなども含む）特別教育が必要となります。
- ②足場の組立、解体だけでなく、変更（手すりなどの一時的な取り外しなど）を行う場合も必要です。

特別教育の省略について

次の方は特別教育の全ての科目を省略することができます。

- ①「足場の組立等作業主任者技能講習」を修了した者
- ② とびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者など

特別教育時間の短縮について

施行日（平成 27 年 7 月 1 日）の時点で、現に足場の組立て等の業務に従事している者は特別教育の時間を短縮することができます。

（※ この時点で、実際に足場の組立て等の業務に従事していなくても、これまでに当該業務に従事した経験のある者についても、同様に扱います。）

※ 短縮した受講時間は、3 時間となります。（本来の受講時間は 6 時間）

建災防 宮崎県支部では、下記の日程により

「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を開催いたします。

※ 講習時間は 3 時間

開 催 日	開 催 場 所
平成 29 年 5 月 1 日（月）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）
平成 29 年 6 月 6 日（火）	延岡建設会館（延岡市愛宕町 2-32）
平成 29 年 6 月 8 日（木）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559-1）

火薬協会

1. 平成28年火薬類による事故（速報）

平成28年1月1日から10月31日現在の火薬類による事故の発生状況は次のとおりです。
引き続き基本を遵守して火薬類の事故防止に努めて下さい。

〔Ⅰ〕 総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事 故 件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
取 扱	種 類 別	件数	計	人数	計	人数（重－軽）	計
製 造 中	産 業 火 薬	2	3	0	0	1－4	1－4
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	3	52	0	0	0－0	3－15
	煙 火	41		0		3－12	
	が ん 具 煙 火	8		0		0－3	
運 搬 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
貯 蔵 中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
がんろう中	産 業 火 薬	0	0	0	0	0－0	0－0
	煙 火	0		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
その他事故	産 業 火 薬	2	3	0	0	1－1	1－1
	煙 火	1		0		0－0	
	が ん 具 煙 火	0		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	7	58	0	0	2－5	5－20
	煙 火	43		0		3－12	
	が ん 具 煙 火	8		0		0－3	

〔Ⅱ〕 事故一覧

● 産業火薬（製造中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	2月2日 13:40頃	千葉県 市原市	0	1－2	C	充填工室において、作業員5名が信号焰管（自動車用緊急保安 炎筒）に発炎薬を充填機により充填作業中に、充填槽付近にて発 火し、充填槽内の発火薬に着火し火災が発生し、近隣で作業して いた3名が負傷したもの。
2	6月20日 9:20頃	福島県 西白河郡 西郷村	0	0－2	C	8:30作業を開始し、作業者は混和機2台に原料（金属酸化物、 硝酸化合物）を投入し攪拌した。さらに、混和機2台に原料（硝 酸塩）を投入し、攪拌を開始した。攪拌中に混和機から大きな異 音が聞こえた直後、発火し作業員2名が負傷した。

● 産業火薬（消費中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	1月8日 10:35頃	千葉県 安房郡 鋸南町	0	0－0	C	採石場において、硬岩掘削の発破作業の振動により、県道鴨川 保田線に長さ10mにわたり土砂が流出した。また、それに伴い NTT及びKDDIの光ケーブルが断線した。



番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
2	1月18日 12:15頃	岩手県 陸前高田市	0	0-0	B	岩発破作業を行った際、防爆マット（1.5 m × 1.8 m）が発破振動で浮き上がったと同時に突風が吹いたことにより、発破によって裂けたマットの一部（1.5 m × 0.7 m）が約 52 m離れた民家の屋根に飛び、瓦 9 枚及び雨樋 1 m程度を破損させたもの。同一事業所における 1 年以内の事故のため B 級事故となる。
3	8月29日 16:10頃	山口県 山口市	0	0-0	C	道路改良工事の岩盤破碎工事中に破碎した岩石及び土砂が工事用矢板を破壊し、一部県道に流出し、通行止めになったもの。

● 産業火薬（その他の事故）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月25日 14:50頃	高知県 須崎市	0	1-0	C	家族 3 人で釣りをしていた 10 歳の女儿が、岸壁で「筒状」の物体（＝信号火せん」と判明）を見つけて物体の下部を回していたところ、突然爆発して顔面負傷（顔面 7 針縫う裂傷、陥没骨折）したもの。
2	9月6日 16:30頃	愛知県 豊山町	0	0-1	C	航空機工場において、F-2 戦闘機の座席射出用の加工品が破裂し、作業員 1 名が軽傷を負った。

● 煙火（製造中）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	4月15日 14:00頃	福岡県 北九州市	0	0-0	C	煙火製造所において、煙火の天日干しをしていたところ発火。社長が 119 番通報。従業員が初期消火を行ったが消火せず、消防において 14:43 鎮圧したもの。

● 煙火（消費中～負傷者有のみ）

番号	発生日時	発生場所	死	傷	級	事 故 概 要
1	8月3日 6:00頃	福島県 北塩原村	0	1-0	C	猿の追い込みのため、動物駆逐用煙火（5 連発煙火）を手持ち（素手、ホルダーなし）で使用したところ、2 発発射した時に爆発し、左手人差し指を火傷。
2	8月6日 19:20頃	東京都 板橋区	0	0-1	C	板橋花火大会において、立入禁止区域外の招待席で観覧していた女性の左胸に直径 1.5cm 長さ 5 cm の円柱状の燃えかすが当たったもの。
3	8月13日 21:00頃	愛媛県 西予市	0	0-4	C	小型煙火消費中、7 台中の 1 台（36 連発扇型）が地上で爆発し観客に星が当たり 4 名が負傷したもの。
4	8月14日 20:30頃	島根県 安来市	0	0-1	C	安来月の輪花火大会において、煙火消費中、立入禁止区域内に自生する枯れ草 1.5m ² を焼損したもの。立入禁止区域内に侵入して見物していたものが火災を発見し、火たたきによる消火作業中に側溝に落ちて両膝打撲の軽傷を負ったもの。
5	8月20日 20:40頃 21:30頃	山形県 鶴岡市	0	1-2	C	赤川花火大会で煙火消費中に、観客に残滓及び破片が落下して 3 名が負傷。強風により観客席に落下したものと推察される。（8 号玉が原因で負傷したものが 20:40 頃で、20 号玉が原因で負傷したものが 21:30 頃である。）
6	8月26日 19:20～ 19:30頃	神奈川県 平塚市	0	0-2	C	平塚花火大会において、煙火の破片が落下し、見物客 2 名が負傷。70 代の女性が破片の落下により額を 3 針縫う怪我、また、男子児童の目に燃えかすが入ったもの。
7	8月27日 20:20頃	福島県 いわき市	0	1-0	C	得風園夏祭りの最後の打揚の際、乱玉（小型煙火）の導火線に点火して避難途中、異常飛翔により曲がって飛んだ煙火が点火者に当たり、負傷（鼻骨骨折）したもの。
8	10月1日 19:05頃	愛知県 新城市	0	0-2	C	手筒煙火（3,200 g）を 2 本同時に消費中に 1 本が破裂し、作業中の 2 名が負傷。（2 名とも I～II 度の熱傷）

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（11月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	305	▲28.9%	5,535	▲33.1%	3,040	7.4%	87,338	9.1%
平成27年度	429	14.7%	8,272	6.5%	2,830	▲15.7%	80,076	▲26.3%
平成26年度	374	▲22.9%	7,765	▲14.6%	3,358	▲7.9%	108,592	▲16.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

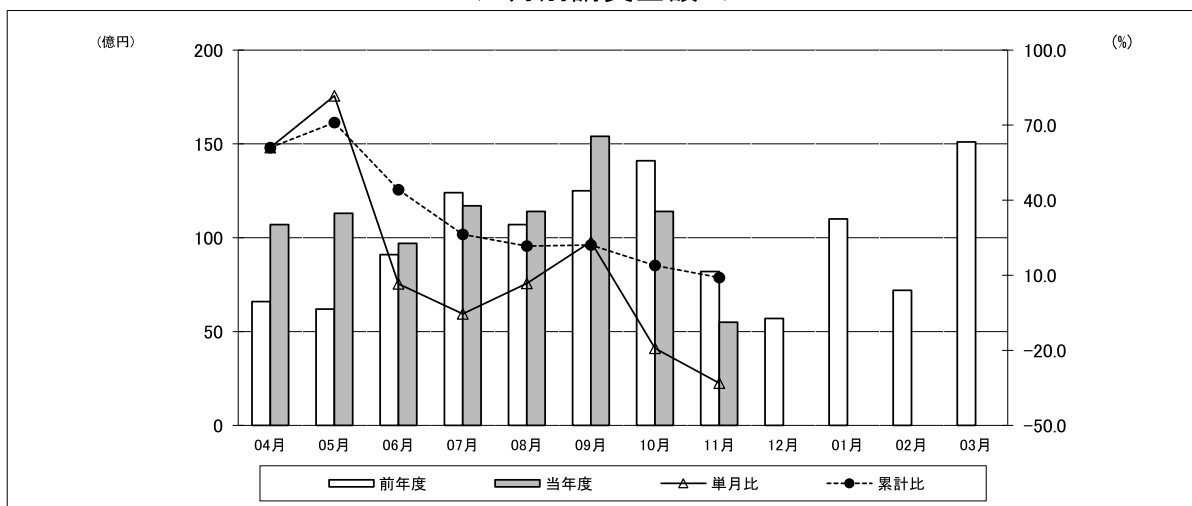
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	11	▲21.4%	281	▲86.6%	203	0.5%	17,754	14.1%
独立行政法人等	3	▲62.5%	215	▲63.5%	17	▲29.2%	3,119	7.6%
県	76	▲17.4%	1,646	▲14.8%	1,107	17.6%	29,201	12.3%
市町村	212	▲32.3%	3,239	▲9.7%	1,684	3.2%	35,611	8.8%
その他	3	50.0%	153	162.8%	29	▲6.5%	1,650	▲42.4%
計	305	▲28.9%	5,535	▲33.1%	3,040	7.4%	87,338	9.1%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	64	▲15.8%	1,024	▲70.6%	595	4.6%	21,018	7.1%
日南	14	▲17.6%	202	▲32.5%	209	17.4%	6,301	▲20.1%
串間	29	26.1%	214	▲36.5%	139	▲1.4%	2,575	▲11.0%
都城	29	▲48.2%	551	▲29.1%	376	8.7%	12,019	15.9%
小林	41	▲29.3%	440	▲31.1%	337	9.1%	8,987	19.4%
高岡	16	▲30.4%	209	▲6.1%	119	10.2%	2,886	22.7%
西都	10	▲60.0%	149	▲39.8%	187	14.7%	3,512	▲10.0%
高鍋	19	▲26.9%	1,455	248.4%	149	▲5.7%	4,739	8.1%
日向	26	▲33.3%	622	11.2%	446	21.9%	11,858	36.5%
延岡	29	▲23.7%	386	▲56.4%	222	▲5.9%	7,819	13.3%
西臼杵	28	▲41.7%	277	▲29.6%	261	2.0%	5,618	1.5%
計	305	▲28.9%	5,535	▲33.1%	3,040	7.4%	87,338	9.1%

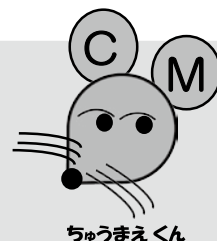
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！保証料はわずか**6500円**！

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年11月末現在）

（単位：件、百万円）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	6	50.0%	1,197	73.8%
宮崎県	73	23.7%	3,815	71.4%
宮崎市	24	20.0%	753	▲14.0%
都城市	3	▲62.5%	159	▲84.1%
延岡市	9	0.0%	246	▲45.8%
日南市	5	150.0%	136	129.6%
小林市	3	▲25.0%	80	12.4%
西都賀市	1	<	20	<
綾高町	1	<	15	<
高千穂町	2	<	228	<
日之影町	1	▲50.0%	39	▲11.8%
美郷町	1	0.0%	41	▲76.1%
椎葉村	2	<	8	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	132	18.9%	7,121	21.8%

建設業福祉共済団からのお知らせ

保険料が更にお安くなりました！

**年間完成工事高契約 & 甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。**

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に
適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

	無事故割引率	⇒	年間保険料
【旧】	30%	⇒	266,000円
【新】	36%	⇒	243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 宮崎県建設業協会	TEL 0985-22-7171
(公財) 建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・
傷病3級以上）の子供に対し
て、要保育期間および小学校か
ら大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用
に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索